

処分庁 滋賀県

処分等の種類	免許取消	
処分年月日	平成28年11月10日	
被 処 分 者	商号又は名称	株式会社ハウスクオリティ
	代表者	浅野 文彦
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事(4)第2761号 平成27年12月19日
	主たる事務所の所在地	近江八幡市中村町8番地14
	<p>処分の内容</p> <p>宅地建物取引業法第66条第1項の規定により、宅地建物取引業免許を取り消す。</p>	
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の代表取締役について、法第66条第1項第3号に規定する法第5条第1項第3号の2に該当する事由が生じたため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格 <input checked="" type="checkbox"/>あり／なし）</li> <li>・代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格 <input type="checkbox"/>あり／なし）</li> <li>・一般セールスマン（宅建士資格 <input type="checkbox"/>あり／なし）</li> </ul>	